

総務省独立行政法人評価委員会  
平和祈念事業特別基金分科会（第19回）

平成21年7月2日

【米澤特金室長】 それでは、第19回の総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中を御出席くださりまして誠にありがとうございます。

実は、この分科会のメンバーの先生方のうち、親委員会のメンバー、委員になられている皆様につきまして、この6月末をもって任期の到来がございまして、昨日付をもって再任ないし新任という手続きがございました。その関係で、本日の分科会は、その後の初めての分科会ということでございますので、改めて分科会長を選出するという手続きが必要になってまいります。そういうことで、それまでの間、僭越ながら、便宜、私のほうで議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、本分科会開催に必要となります定足数でございます。所属委員7名のうち6名の方の御出席をいただいております。よって、法令に定められた定足数を満たしておりますので、本分科会は有効に成立するということを確認いたします。

次に、御報告がございまして。二宮前委員におかれましては、この6月末をもって任期満了に伴いまして御退任になりました。後任として新たに弁護士の堀川先生に御就任いただいておりますので、御紹介を申し上げます。堀川先生、一言御あいさつをお願いいたします。

【堀川委員】 ただいま御紹介いただきました弁護士の堀川末子と申します。新宿区内で弁護士業務をしております。本当に初めてのことでわかりませんが、委員の皆様方の御指導をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ、御指導のほどをよろしくお願いいたします。

【米澤特金室長】 どうもありがとうございました。それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、この分科会の分科会長の選任をお願いしたいと思います。総務省独立行政法人評価委員会令の第5条第3項の規定に基づきまして、分科会長は互選により選任することになっておりますので、皆様方からの御推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか

か。

【**奥林委員**】 前期に引き続いて亀井先生に委員長をお願いしたいと思い、推薦させていただきます。

【**米澤特金室長**】 ありがとうございます。ただいま、奥林委員から亀井委員の御推薦をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【**米澤特金室長**】 それでは、皆様、御了解いただいたということで、亀井先生に分科会長への御就任をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は分科会長の亀井先生をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【**亀井分科会長**】 座ったまま進めさせていただきます。ただいま御推挙いただきまして、大変非力でございますが、議事をスムーズに進行させるように努力いたします。どうぞよろしく御指導をお願いしたいと思います。

それでは、まず、私が分科会長として分科会を主催できない場合に代行をお願いいたします、分科会長代理を決めさせていただきたいと思います。分科会長代理は、総務省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定に従いまして分科会長が指名することになっておりますので、大変僭越でございますが、私のほうから指名させていただきたいと思えます。分科会長代理には、引き続き奥林委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

【**亀井分科会長**】 よろしく願いいたします。

【**奥林分科会長代理**】 よろしく願いいたします。

【**亀井分科会長**】 ありがとうございます。それでは、奥林委員に分科会長代理をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思えます。

まず、昨年8月7日に開催されました第18回分科会の議事概要(案)につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。

【**諏訪課長補佐**】 それでは、資料1を御確認いただきたいと思います。こちらは、前回、平成20年8月7日の第18回平和祈念事業特別基金分科会の議事をまとめたものでございます。

短いので、読み上げさせていただきます。4点に分けてまとめております。

1. 総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第17回）の議事概要の確認を行い、(案)のとおり了承された。

2. 独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に対する評価結果(平成19年事業年度及び平成15～19事業年度)について審議され、評価委員から平成15～19事業年度の業務の実績に対する評価結果について、業務経費の削減の評価をB評価からA評価にしてはどうか意見が表明され、B評価からA評価に修正の上、(案)のとおり了承された。

3. 平成19事業年度財務諸表及び事業報告書等(案)について審議され、(案)のとおり了承された。

4. 役員（理事）の退職金算定に係る「業績勘案率」を1.0とする旨決定された。

以上でございます。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。ただいま御報告のありました第18回の分科会の議事概要(案)について御確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【亀井分科会長】** はい、ありがとうございます。特に御意見等はございませんので、前回の議事概要はこれで確定させていただきたいと思います。

また、議事録全文につきましては参考資料として添付されておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

引き続き議事の3でございます。独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成20事業年度における業務の実績に関する評価についてです。

今回は平和基金による自己評価について、基金からヒアリングを行うことにしたいと思います。

まず、ヒアリングに先立ちまして、この独立行政法人評価委員会の親委員会に当たりまず政策評価・独立行政法人評価委員会がございますが、そこから平成19年度における独立行政法人の評価結果に対する意見や二次評価を行う際の視点をまとめたもの等が送られてまいりました。基金から自己評価の御説明をいただく前に、まず、これらの資料について事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**【米澤特金室長】** それでは、参考資料と、次の1枚紙、給与水準（抄）というものを御覧いただきたいと思います。

これはどういうものかと申しますと、昨年度、この総務省独立行政法人評価委員会が行いました平和基金の19年度実績の評価に対しまして、その評価をさらに評価をする。こ

これは、総務省に置かれている政策評価・独立行政法人評価委員会という、これは全省庁の独立行政法人を横断的に評価するという評価委員会でございますが、その政策評価・独立行政法人評価委員会が、この総務省に置かれている、この分科会が行った評価に対する評価をした結果、指摘してきた事項が中心でございます。

主な点は2点あります。1点目ですが、7ページの一番下のところが独立行政法人平和祈念事業特別基金について各論として指摘された部分でございます。内容的には、次の8ページの頭からになっております。この中身がこの表と密接に絡んでおりますので、この表とあわせて御覧いただきたいと思っております。

ここの頭のところに「給与水準等公表によると」という言葉があります。この「給与水準等公表」というのが、この表です。これは実際にはもっと分厚いものですが、その中の関連部分だけを抜粋したものです。この給与水準等公表によりますと、この平和基金の給与水準、総人件費につきまして、平成17年度の基準値、これは1億9,669万円に対しまして、19年度の人件費は1億9,789万1,000円となっており、増減率+0.6となっております。次に補正值とありまして、これが▲0.1とあります。これは何かと言いますと、元々が平成17年実績に対しまして、5年間で5%、人件費を削減しようという政府全体の目標がありますので、それに対してどこまで目標が達成できたのかということを見ていこうということのために、こういう資料を挙げております。

一番右の欄の▲0.1%でございますが、これは何かと言いますと、総人件費としては減らしていくことは必要なのですが、人事院勧告というのがございまして、それは世間の、民間の給与水準に合わせて増減する分がございまして、人事院勧告に基づいて総人件費が上がった分を差し引けば0.1%になりますよということを表している数字でございます。

もとの8ページを御覧いただきますと、どういうことが言われているかということでございますが、5行目くらいですが、昨年度、この評価委員会が行いました事業評価において、平成19年度における人件費の削減状況は平成17事業年度に対して1.6%の減(人事院勧告分を除く)という実績値になっている。この実績値が、こちらの表の数字と違っているのではないかということが言われております。細かいことではあります、事実と違うようなことが言われておりますので、実はこういう事情だということをお説明しておこうと思った次第でございます。

実は、昨年度1.6%の減まで達成できたという御説明をしたのが、これほうそなのかと申しますと、全くうそではありません、実績値であり本当の数字でございます。では、

こちらの表のほうの数字は何かということになりますが、この表を御覧いただきまして、下のほうに（注）とありまして、1、2、3、4、5と、かなり小さい字で書かれており、非常にたくさんある中で細かい注になっているわけですが、この増減率とは何かと。先ほどの一番右側の数字、▲0.1%というのはどうやって出した数字なのかということですが、「増減率(補正值)とは、『行政改革の重要方針』（17年12月24日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である」ということですが、この、なお書き以下で、「人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職（一）職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、19年度は+0.7%となっている」という記述がございます。これはどういうことかと言いますと、国家公務員の行政職（一）というのは、我々のような通常の事務を行う職員の給与なのですが、その平均が、0.7%、平均的に人事院勧告で上がりましたが。その分を引きましたということでありますので、実際に計算してみるとわかるのですが、すべての法人について、この右から2番目の増減率よりも0.7%引いた数字になっております。

したがって、それはそういう数字なのですけれども、昨年度、この評価委員会で評価した1.6%の減、これは実際、平和基金のほうで給料を支払っている中で、人勧分はこれだけある、全体の増減分はこれだけあるから実質は1.6%の減だといって出した数字ではありませんので、全くおかしな評価をしているわけではないということがございます。昨年度、政策評価・独立行政法人評価委員会から指摘された事項といたしますのは、こちらの数字にもきちんと言及して評価をなささいということですので、今回、その御指摘に従いまして、この数字にも言及しながら評価をしていくべきだということが1つございます。若干、細かい話ではありますけれども、昨年の評価が全然違う数字を使って評価をしているかのような、そういう印象を与えられかねないと思いましたので、細かい話ではあります、あえて御説明させていただいた次第でございます。それが1点です。

それから、2点目です。16ページをお開きいただきたいと思っております。これは、独立行政法人の契約の妥当性、適正性についての指摘事項をまとめたものの中の一部でございます。平和基金についての指摘事項がこの部分でございます。この内容をかいつまんで申し上げますと、平和基金の関連団体が3団体、恩給がもらえない方々の団体、シベリア抑留者の団体、引揚者の団体、3団体でございますが、そういった関連団体との随意契約の妥当性について、評価書の中できちんとはそれは明らかにしてくださいという御指摘でありま

す。後ほど、基金のほうから自己評価についての御説明があらうかと思いますが、それにつきまして、先生方の御意見を承りたく存じております。

大変分厚い資料になっておりまして、そのほか、内部統制についての指摘事項とか、給与水準の適正化については引き続き指摘もされておりますけれども、そういった共通的な指摘事項もいろいろございます。いずれにしても、指摘事項がもろもろありますので、今後、事務局としても全体を整理いたしまして、それについてどのように対処していくかということ、先生方と御相談しながら、これから工夫していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。それでは、基金の自己評価につきまして、笹本理事から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**【笹本理事】** 今、米澤室長のほうから参考資料の説明がございました。ついでにということではございませんが、39ページをお開きいただきたいと思います。タイトルは「独立行政法人の評価の基本的考え方」です。現在、この考え方に従って評価していただいていると思います。先日、実は、堀川先生に御説明させていただいたとき、改めてこれを見まして、そうかなと思った点がございます。単年度の評価を前年度と比べるだけでございましたが、この基本的な考え方をもう一度読ませていただくと、私どもの中期計画でございますが、それとの進捗状況を見ながら単年度の評価をなさいということが基本的な評価の考え方ということでございます。ということで、以下、私が御説明させていただく内容の表が、実はそうなっておりますが、中期計画の目標値があつて、20年度の年度計画があり、20年度の実績を述べさせていただくということでございますが、改めて基本的な考え方を読ませていただきまして、中期計画から単年度の評価をしていただくという流れの説明にさせていただければと思っております。

それでは、本体の2-1の資料に基づきまして御説明させていただきます。まず、1ページをお開きいただきたいと思います。「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということで「業務経費の削減」という項目がございます。御承知のとおりでございますが、中期計画の記載事項は、(1)といたしましてずらずらと書いてあり、2行目に書いてありますが、「19事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下とする」と。つまり、2年6カ月で25%以上削減するというのが、業務経費の削減の中期計画でございます。

あわせて、人件費についてですが、第2パラグラフの「また」以下でございます。ここ

は、19年度ではなくて、これまでの流れの中で17事業年度を基準年としまして4.5%以上を最終事業年度で削減しなさいというのが中期計画に書かれていたと思います。

それから、(2)としましては給与水準の関係でございますが、国家公務員と比べて社会的に理解が得られる水準として適正かどうかを検証し、なおかつ、必要に応じ適切な措置を講じなさいという内容でございます。

まず、業務経費の削減の関係、1ページの中ほど下を説明させていただきます。年度の計画としましては、さらなる節減に努めるということだけでございます。その右側のところに、達成目標に対する実施結果ということで、短冊の表を見ていただきたいと思います。

19事業年度を基準年度としまして、20年度にどうなったかというのがこの表で、右下のところで、対前年度比の比率は△23.7%と書かせていただいております。冒頭申し上げましたように、2年6カ月で25%以上減らすということでございますので、実は、19年度比で言うと、20年度中にこの中期計画の目標値に、ほぼ近い数字の削減を行ったということでございます。

具体的な内容は、次の2ページをお開きいただきたいと思います。具体的な効率化策ということで管理費等についても書いてありますが、一番大きな削減幅になりました事業は、その一番最後のところに書いてありますように、書状等贈呈事業に係る経費及び贈呈件数の減1億5,600万円でございます。これは旧書状の贈呈事業の減でございますが、内容については、また後で御説明させていただきますが、19年3月に申請が期限切れになりました。駆け込みの申請等が大変膨大だったので、19年度にももちろん、鋭意その処理に努めたところでございますが、20年度に、実は困難な案件が残ってしまいました。20年度の予算の要求をする際に、かなり旧書状事業の残が残るだろうということで予算計上をさせていただいたのですが、20年1月、19年度の終盤でございますが、外部の有識者によります処理の基本的な方法に関する検討会を開かせていただきました。19年度の年度末までに、その基本的な処理方針に従いまして、かなりの件数を処理できたということの跳ね返りとして、20年度としましては、予定した件数を下回る件数を処理することになった。そのための減というふうに御理解いただければありがたいと思います。

当然のことながら、19年度3月に申請を締め切っており、早急にやるということでございますので、19年度中に処理できると一番よかったわけですが、そういう意味では、結果的には相当数の処理ができたのではないかとことです。

次に、2ページの中ほど上でございますが、給与水準の関係でございます。2つ、給与

の関係については指摘された問題点がございます。1つは給与総額の減の話、もう1つは、対国家公務員とのラスパイレス指数の問題でございます。

まず最初に給与総額のほうの御説明をさせていただきたいと思えます。中ほど上ですが、「人件費については」という記述がございます。平成20年度は1億8,100万円で、平成19年度の1億9,800万円と比較して1,700万円の減額、率にして8.7%の削減となっております。そういうことで、先ほどの中期計画に書いてありました対17年度比では8.2%ということでございますので、中期計画の目標値の4.5%を既に達成できております。これだけ減らして大丈夫なのかということですが、業務の見直しを行った結果、定員の18名を2名下回る16名の減員体制で業務を行ったということが減に結びついております。

なお、先ほど米澤室長のほうから細かい説明がございましたが、給与水準の公表というのがございます。実は、6月30日に、当基金も、他の独立行政法人と同じように、この給与水準を公表させていただいております。その際の数値を用いますと、対17年としては8.9%という削減になっております。この0.7%分は何かと申しますと、実は、19年度、人事院勧告の改定分がございまして、この分を調整した分が8.9%になるということです。ということで、対17年度比で給与水準の公表を勘案しますと8.9%の削減となっております。

次に、もう1つの問題であります、対国家公務員のラスパイレス指数、まず、年齢だけのラスパイレスの指数を見ますと、20年度は、ここに書いてありますように、116.9でございまして。ちなみに、19年度は115.8でございましたので、昨年度より1.1、増加となっております。以下、私どもの説明でございまして、これは当法人が東京都の特別区のみで所在するという、その関係の調整手当のアップ分、それから、私どもの職員は全員で16名という職員構成のために、技術的な説明でございまして、ラスパイレスの指数の対象になる職員も大変少ないということで、職員個々の諸手当の増減の影響が大変大きいのではないかという説明でございまして。

ちなみに、基本的な公表数値は、年齢だけのラスパイレスでございまして、地域を勘案させていただきますと103.5になります。それから、あわせて、当基金の業務の困難性から高学歴の職員を雇うということで、学歴も勘案しました指数を見させていただきますと99.1%になるという説明でございまして。

なおかつ、申し上げます、私どもの職員は非公務員型の独立行政法人ではございますが、

内部的には、国との人事交流による職員でございまして、当然のことながら、国には給与の低い職員をお願いしておりますが、やはり、人事のやりくりの中で、それなりの職員ということでこういう数字の職員に来ていただいております。

そういうことで、短冊に書いてありますように、人件費の比率で申し上げれば、先ほど申し上げましたように、中期計画の目標を大幅に上回る削減を行っているということになります。

3ページの上のところに、なお書きでつけ加えさせていただきますのは、先ほど、米澤室長のほうから御説明があったように、いわゆる政策評価・独立行政法人評価委員会の御指摘事項が多々ございました。その中で、平成21年3月30日付けの政委第12号の意見が先ほどの参考資料にあったと思います。その第2の人件費の関係、広い意味の人件費ですが、レクリエーションの経費について適切な取扱いをしているのかということでございます。当法人につきましては、レクリエーション自体を計上しておりませんので、ここで御報告させていただきます。

そういうことで、この業務経費に関する総合的な私どもの自己評価でございまして、3ページの中ほど上に書いてありますとおり、「B」でございます。これは、これまでの御説明にございましたように、特に对国家公務員ラスパイレス指数の問題につきまして、私どもとしては、先ほど述べたような説明をさせていただきたいと思っておりますが、いわゆる公表値でございます年齢だけのラスパイレス指数につきまして111.6ということで、人件費については中期目標を上回る削減をしておりますが、総合的に判断させていただきます「B」評価にさせていただきます。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの中期計画の記載事項につきましては、「外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の削減を図る」ということでございます。年度の計画としましては、同じような内容が書いてあります。そこで、具体的に20年度に何をしたかというのが達成目標に対する実施結果でございます。ここに長々と書いてありますが、1件、新たに外部委託いたしましたということでございます。何を外部委託したのかということですが、私どもが所蔵している資料の整理業務を外部に委託したという内容です。具体的な内容につきましては、後でまた御説明させていただきたいと思っております。

そういうことで、外部委託の新規件数としましては1件ではございますが、もちろんこれまでに外部委託につきましては、各年度においても行わせていただいております、か

なり絞りに絞り切った状態でございます。その中で、この1件を新たに外部委託させていただいたということをお考えいただければ、評価としまして、5ページの上を書いてありますように、私どもとしては「A」評価にさせていただいております。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。6ページの中期計画の記載事項は、「各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う」ということでございます。

年度の目標については、次でございますように、追加・機動的な人員を配置ということ。あわせて、内部統制の関係について、「役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する」としております。これについてどのような体制を行ったかということでございます。まず、コンプライアンスの関係につきましては、中ほどでございますが、私ども、役員会を毎月開かせていただいております。この役員会におきまして、契約の内容については毎月、それから、資金運用の関係については四半期ごと、それから、予算の執行見込みについても四半期ごとでございますが、20年度より役員会に御報告させていただきまして、内部統制の遵守を図っております。

あわせて、広い意味でのコンプライアンスがございまして、個人情報につきましては、当然、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に対する法律に基づきまして、当法人につきましても規定を定めております。その規定に従いまして、職員に対する研修、パスワードの管理等、それから二重のファイアウォールの構築、あわせて、物理的でございますが、パソコンを持ち出せないようにセキュリティーワイヤーを使用しているなどの体制を行っているということでございます。

また、順番が前後いたしました。機動的な人員配置につきましては、20年度につきまして、私ども、他の係から特別記念事業の業務に職員を当たらせてということでございます。

7ページを見ていただきたいと思います。それ以外に、個別にC I O補佐官の活用を行っているということ、先ほどの中期計画の目標に従った適切な人員の見直しを行っているということで、7ページの真ん中に書いてありますが、法人の自己評価としては「A」評価にさせていただいております。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。随意契約の関係でございます。中期計

画の記載事項は、ご案内のとおりでございます。具体的に、随意契約の関係はどうかと申しますと、8ページの右側にあります短冊表でございます。一番右側のところに20年度の実績、左のところに19年度の実績が書いてあります。それぞれ、一般競争入札と随意契約の件数と金額の比率がここに括弧書きにされております。いずれも改善しているということが表から読み取れると思います。

なお、注書きに書いてありますのは、特別記念事業につきましては、19年度、20年度に行わせていただいておりますが、当然のことながら、同一の慰労品、同一のサービスを行うということで、随意契約にせざるを得ませんので、18年度等と比較する意味がありません。これは除外させていただいております。以上が随意契約の数値でございます。

9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページが、先ほどの政独委からの御指摘事項の私どもの個別の意見でございます。まず、9ページの一番上のところに書いてありますのは、契約の一般的な御指摘でございます。これにつきましては、ここに書いてありますように、私どもは国の基準に従っておりますので、国の基準に従えるものについては国の基準に従う。当然、当法人独自で規定等を整備するものについては、ここできちっと行ったということが第1の paragraph に書いてあります。

2番目の paragraph、「また」以下でございます。これは、先ほど米澤室長のほうから御指摘がありました具体的な事項でございます。政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年1月7日の政委第1号の指摘事項で、(1)に書いてありますのは、随意契約の要件といたしまして、いわゆる、バスケットクローズがあるのではないかと申す御指摘でございますので、この(1)に書いてありますように、21年2月に会計規程を改正し、当該規程を削除したというのが(1)の内容でございます。

(2)ですが、①競争性、透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないかということでございます。先ほど御説明しましたように、当関連法人が3法人ございます。これに対する現在の随意契約につきまして説明せよという内容でございます。説明の結論でございますが、以下の特別な理由があるので、私どもとしては、現在の全国的に展開する国が認めた公益法人である関係団体に事業を委託することは妥当であると考えているということでございます。では、理由は何かということですが、①としましては、総論的な説明ですが、法律第13条で、関係者の慰藉事業を行えという規程がございます。そういう意味合いから申し上げれば、労苦の実態把握などを一番熟知している全国的に展開する公益法人に委託することが法律の13条にまさに該当し、的確に関係者に対する慰藉の念を示す

事業を行えるということでございます。

②は、では、具体的にどういう内容かということでございますが、アといたしましては、全国展開をする公益法人でございますので、地域に偏りなく事業を行うことができるということ。それから、イは、関係者の団体でございますので、当然のことながら、よく理解し、特別の配慮を行うことができるということ。それから、ウは、国が認めた法人でございますので、本事業を確実に実施するための体制が確保されているという3つの理由から、私どもとしては、現在の事業の執行につきましては妥当であると考えております。

10ページをお開きいただきたいと思います。前後いたしました、法律の13条にどのような内容が書いてあるかということでございます。参考までで恐縮ですが、読ませていただきますと、13条では、(1)関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。(2)関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。(3)関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びに参加することという内容でございます。同じことでございますが、この関係者の慰藉事業を的確に行うためには、現在のやり方が的確であると私どもは考えております。

次に、10ページの中ほど下にありますが、(3)で、今後、政独委を「ナカポツ委員会」と呼称させていただきますが、ナカポツ委員会からの指摘事項で、②として、予定価格を設定していないことによって契約金額が過大となっていないかということです。これにつきましては、契約に伴う謝金及び交通費は法人が設定する範囲内でございます。また、会場借料及び消耗品費は実費相当額ということで、証拠書類の提出を義務づけているところでありますので、現在の契約方式において過大にはなっていないと考えております。

なお書きに書いてありますのは、1者応札です。1者応札については、競争入札が最終的に1者だけの場合には入札参加資格などに問題があるのではないかと指摘がございます。その1者応札の内容につきまして、20年度に当基金には2件ございました。これは、愛知県の祈念展と、もう1つは、先ほど御説明させていただきました所蔵資料の整備の関係でございます。ここに書いてありますように、最終的には1者応札になりましたが、事前の説明会には、愛知の祈念展は4者、それから、所蔵資料の整理業務には3者が来ております。なかなか専門的な業務でございますので、最終的には、業者の判断でございますが、1者になったということでございます。

なお、私どもとしましては、一般的ですが、1者応札を招かないように、競争の条件を常識の範囲以上に制限していることはないということをごに書かせていただいております。

す。

そういうことで、10ページの下のところに、評価としましては「B」評価です。これは、先ほど申し上げましたように、数字としましては実績があるという評価でございますが、個別の評価において、もし、ナカポツ委員会の御指摘が一律、競争入札に移行という基準であれば、私どもとしては従えないということでございますので、謙抑的に、「B」評価にさせていただいております。

次、12ページ以下は各事業の内容でございます。ポイントだけ御説明させていただきたいと思っております。

12ページの内容は、中期計画に書いてあります記載事項としましては、(1)資料の収集の関係でございます。基本的な資料の収集の考えとしては、私どもは来年の9月30日までに解散することになっておりますので、新たな資料の収集は基本的には行わない。しかしながら、大変貴重な資料につきましては収集させていただいているということ、12ページの中ほど上にかかせていただいております。したがって、20年度は1,029点の寄贈の品物があるということでございます。

13ページ以降は、基金の廃止に伴う資料の国への移行の作業の一環で、13ページの一番上に書いてありますが、寄託から寄贈への切り替えということで、寄託というのは、一時的にお借りしているということでございますので、私どもとしては、これからは寄贈という形で、私どもが利用させていただくということにいたしたいということで、その作業を一昨年来やっております。20年度の状況については、19年度末に、まだ59名の寄託者がおられましたので、これにつきまして、20年度も引き続き寄贈への切り替えのお願いをしたということでございます。

短冊の表を見ていただくとおわかりのように、59名のうち22名の方については寄贈への切り替えができましたが、5名の方については寄託ということです。それから、もちろん返却を求められた5名の方につきましては返却を行いました。問題は、手続き継続中という27名の方で、この方につきましては、手続きの継続中ということですが、実際には連絡がとれないような状況の方が多数おられます。そういうことで、これらの方につきましては最終的にどのようにするかということの方針を決めるという作業を行いたいと思っております。当然のことながら、学識経験者を加えました委員会におきまして、その取り扱いについて決めて、今後の国への承継を図りたいと思っております。

13ページの下の方に書いてありますのは、寄贈の御了解を得ている方につきまし

でも実は、寄贈の承諾書がない口頭の了解の方が多々おられます。19年度末現在1,004人の方です。これらの方につきましても、当然のことながら寄贈の承諾書をいただく作業をしております。この方々につきましても、20年度は半数の558名の方の寄贈承諾書をいただくことができましたが、まだ、実は連絡がとれないという方が344名おられます。この方につきましても、先ほどの寄託から寄贈への切り替えの作業と同じように、学識経験者を加えた委員会を開きまして、その方針を決めて、国への移行を円滑に行いたいと思っております。

このような作業をしておりますということで、自己評価としましては「A」評価でございます。

次は15ページです。15ページの中期計画の記載事項は資料の保管でございます。保管の内容につきましてはやや専門的になりますので、この内容を黙読いただければと思います。15ページの下の方に書いてありますのは適切な保管でございます。資料の数、部屋の保管室の平米が書いてありますが、適切な保管を行いましたという内容でございます。

16ページをお開きいただきたいと思えます。16ページの一番上は関係資料の修理の関係でございます。その下は保管の関係です。黙読いただければ、このような処理をしているということに尽きると思えます。

そういうことで、16ページの下のところ「A」評価をさせていただいております。

次に18ページをお開きいただきたいと思えます。中期計画の記載事項としましては、資料の展示でございます。具体的な内容としましては①から⑥までありますが、①の項目を見ていただきたいと思えます。平和祈念展示資料館の関係でございます。第3パラグラフの「その他」の事項を見ていただきたいと思えます。「積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6カ月における入館者数を13万人以上とする」ということです。実は、これは単年度にいたしますと5万2,000人になります。具体的な内容につきましては後で御説明させていただきます。特別企画展については3,000人、平和祈念展については1万人。地方展示会につきましては4万人以上、それからアンケートの実施というふうになっています。

順番としましては、まず、平和祈念展示資料館の関係でございます。19ページを見ていただきたいと思えます。19ページの達成目標のところ書いてありますように、20年度は、入館者の目標は5万2,000人以上という内容でございます。先ほどの中期目標

の2年6カ月の単年度分ということでございます。5万2,000人の目標を達成するために、19ページの右側のところに、展示内容についての充実、それから、中ほど上ですか、ミニ展示会、これは毎月行いました。それから、19ページの下のところに広報の関係で、ここに書いてあるような以下の20ページにわたります広報活動を行わせていただいております。また、20ページの中ほど下にあるように、団体見学者への積極的な対応を行わせていただいております。

それから、アフターケアの関係ですが、昨年度、最も大きな変更点は、21ページの一番上のところに、カといたしまして、「開館日・開館時間の弾力化等」というのがございます。その関係で、私ども、昨年度の後半からですが、これまで月曜日は休館しておりましたが、これを開館するよういたしました。その結果、昨年度は365日のうち338日を開館させていただいたということでございます。

それでは、このような努力をして、その5万2,000人の目標に達したかということですが、その結果が21ページの中ほどです。キといたしまして、20年度の入館者は4万8,272人でありまして、先ほどの5万2,000人の目標に対して92.8%でございますが、目標に達していなかったということです。

それから、21ページの下の特設企画展につきましては、目標の3,300人をかろうじて達成しているという内容でございます。

具体的な内容につきましては、22ページでございます。22ページの中ほど上から、平和祈念展、銀座での開催でございます。これは1万1,000人という目標でしたが、入場者は1万2,822人ということで目標には達成しておりません。

内容は22ページから23ページでございます。

次、24ページをお開きいただきたいと思います。24ページの下でございますが、地方展示会でございます。これも20年度の目標は5,000人でしたが、愛知で行われました地方展示会は70.6%の3,528人となりました。

25ページ以下に具体的内容を書かせていただいております。

26ページも引き続き内容を書いてあります。

27ページをお開きいただきたいと思います。27ページは3団体に対する委託事業としての地方展示会でございます。目標は1万7,500人ですが、実際の20年度の入場者は、1万3,823人ございまして、目標の79.0%にとどまったという内容です。内容につきましては27ページから28ページの上段でございます。

28ページの中ほどのところにアンケート結果が書いてあります。アンケート結果は、当然のことながら、アンケートに答えていただいた方だけでございますけれども、大半の方からは「満足している」という回答をいただいているという内容が28ページから29ページに書いてあります。

29ページの下の方は関係資料の貸し出しでございます。

以上の実績を踏まえまして、30ページをお開きいただきたいと思います。30ページの中ほど上に、自己評価ということで、「B」評価としております。先ほど申し上げましたように、数値的な目標に達していないというところもございまして、総合的に「B」評価にさせていただきます。

その結果の説明につきましては、30ページから31ページに書かせていただいております。

次、32ページをお開きいただきたいと思います。32ページのところの中期計画の記載事項としましては、基金解散後の資料等のあり方検討会の検討状況を踏まえまして、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進めるということで、移行の基本的な方法につきましては総務省のほうで検討をしていると聞いておりますが、当方としましては、いずれにいたしましても、円滑に移行できるように準備作業を進めるということで、20年度は、所蔵している資料につきまして、実際に何点あるのかという棚卸しの作業をさせていただいたという内容のことを32ページの右側に書かせていただいております。

先ほどの外部委託の関係で申し上げましたけれども、ナカシャクリエイティブ（株）という会社に最終的には決まりまして棚卸しの作業をしていただきました。最終的に21年3月に報告があり、所蔵の資料は1万2,770件、点数としては3万3,010点あるという報告を受けまして、そのデータにつきましては、エクセルの形ですが、保存の状況、年代情報、材質、複製の有無、それから画像データ等の最終報告を受けたところでございます。そういうことで、来年の10月1日以降、国に引き継ぐための所蔵資料のデータベースにつきましては、20年度に整えることができたということで、32ページの下の方に書いてありますが、「A」評価にさせていただきます。

次に34ページでございます。34ページの中期計画の記載事項は労苦の実態把握でございます。基金の解散を踏まえ、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、

これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うという事です。

それでは、どのような作業をしたのかというのが、34ページの右側に書いてあります。20年度におきましては、3問題別にこれまで全19巻、「平和の礎」を発刊させていただいております。それを再度、恩給欠格者におきましては戦域別の労苦の実態を取りまとめ、それからシベリアの関係につきましては作業別、つまり、伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等の、いわゆる作業別の労苦の実態の取りまとめを行わせていただきました。また、引揚者につきましては、関係者から手記25件の採録を行わせていただきました。そういうことで、実績があるということで、34ページの下でございますが、「A」評価にさせていただいております。

次、36ページでございます。中期計画の記載事項としましては、これまで実施した旧ソビエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行うということで、36ページの右側の達成目標に対する実施結果の内容ですが、これまで収集した資料は、行政文書にして、露文が2,398件、和訳文書が177件、書籍のコピー（露文）が1,451点及びその和訳が112点、記録映像2本、写真が47点、その他の資料10点でございます。これらにつきまして、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行ったということで、先ほどの中期計画の記載事項に従った取りまとめの作業を行わせていただいたということで、評価としましては、36ページの下でございますが、「A」評価とさせていただいております。

次、38ページをお開きいただきたいと思います。中期計画の記載事項としましては、記録の作成・頒布で、3項目でございます。1つは、総合データベースの構築、2つ目は調査研究の成果の出版、3番目は出版物の活用でございます。データベースにつきましては38ページの上ですが、『平和の礎18』について総合データベースシステムへの取り組みを行い、それから、38ページの中ほど下ですが、出版につきましては、3問題についての「平和の礎」の編纂を行わせていただいたところでございます。

出版物の活用については、39ページの下のところそれぞれ、この内容のとおり活用をさせていただいたということを書かせていただいております。

そういうことで、40ページをお開きいただきたいと思います。40ページの中ほど上でございますが、このような作業を行ったということで、自己評価としましては「A」評価にさせていただいております。

次、42ページをお開きいただきたいと思います。42ページの上にご書いてございますが、中期計画の記載事項としましては、講演会等の実施でございます。項目としては3つございます。講演会の開催です。講演会の開催につきましては、①の2行目以下にご書いてありますように、2年6カ月において10回以上開催すること。単年度にいたしますと4回ということになろうかと思えます。

②の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の開催ですが、これにつきましては、中期計画の期間の2年6カ月間において30回以上ということですので、単年度としましては12回以上ということになろうかと思えます。

3番目は、いわゆる高校生の校内放送番組制作コンクールの実施でございます。

その20年度の実績はどうかということですが、42ページの右側を見ていただきますと、講演会の実施という項目があります。アとしまして、平和祈念フォーラム（舞鶴市）の開催がございます。内容につきましては42ページから43ページでございます。

次に43ページの下を見ていただきたいと思えます。イというのがございまして、平和祈念フォーラム2008（東京）の開催がございます。これは昨年2月22日に東京新宿の明治安田生命ホールにおきまして開催したフォーラムでございます。内容につきましては、44ページ以下を見ていただきたいと思えます。

以上2回でございますが、44ページの下のところにてウとありまして、講演会の開催とあります。ミニ講演会でございますが、3カ所で開催させていただきました。20年10月9日に岩手県、20年10月19日に三重県、20年11月11日に鳥取県で開催させていただいたということで、20年度におきましては計5回、開催させていただいたということで、中期計画では単年度で申し上げれば4回という目標ですので、目標を上回る5回開催させていただいたということでございます。

次、45ページをお開きいただきたいと思えます。45ページは、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催でございます。これについては、短冊表を見ていただければお分かりのとおりで、25回開催させていただいたということで、目標は単年度で申し上げれば12回ですので、それを上回る開催ということでございます。年度計画としても15回の開催でございました。

次、46ページをお開きいただきたいと思えます。これは、高校生を対象としましたビデオのコンクールです。この20年度の実績はどうだったのかということをご46ページの右側に書かせていただいております。第5回のビデオコンクールでございますけれども、

出展高校が7校増えましたし、出品の数も21作品増えたということでございました。そういうことで、いずれの3項目につきましても、目標を十分に達したということで、46ページの中ほどですが、「A」評価にさせていただいております。

次、48ページお開きいただきたいと思います。48ページの中期計画の記載事項は、語り部の積極的活用でございます。具体的にどのように積極的な活用をしたのかということでございますが、48ページの中ほどに書いてございますように、年度の目標としましては、年間の延べ60人の配置、学校への派遣が14校でした。実際には、48ページの右に書いてございますように、延べ117名の配置でございます。月別の表をここに書かせていただいております。

それから、学校派遣につきましては48ページの下の方から49ページにかけて、派遣の実績について書かせていただいております。20年度につきましては、19年度とほぼ同じですが、若干、参加人数におきまして8人増えているということで、評価としましては、目標を十分に達成したということで「A」評価にさせていただいております。

次、51ページをお開きいただきたいと思います。51ページの中期計画の記載事項は、催し等への助成でございます。関係団体の実施する、これはシベリアの関係団体ですが、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業、その他の事業の開催等に対し助成を行うということです。

51ページの右側のところに、各項目につきます実績が、52ページにかけまして書いてあります。評価としましては、大変満足度が高いということで、52ページの中ほどですが、「A」評価にさせていただいております。以上が一般慰藉事業でございます。

53ページ以下が書状等の贈呈事業です。53ページの書状等の贈呈事業は、旧書状贈呈事業でございます。ご案内のとおり、旧書状贈呈事業については19年3月31日に受け付けを終了させていただきました。当然のことながら、19年度において鋭意、処理させていただきましたが、若干の困難案件につきまして20年度に繰り越させていただきました。そういうことで、20年度にどのような件数の処理をしたかということでございますが、53ページの中ほど上、右側ですが、恩給欠格者については3,588件、シベリアの関係については29件、引揚者関係は10件、トータル3,627件の処理を20年度において行わせていただきまして、これですべての旧書状贈呈事業の処理を終了させていただいたということでございます。

なお書きでございますが、その結果、恩給欠格者は45万6,342件、シベリアの関係

につきましては32万4,753件、引揚者につきましては7万3,675件で、トータルで85万4,770件であるということでございます。この評価につきましては、53ページの中ほどに書いてありますように、「A」評価にさせていただいております。

なぜ「A」評価なのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、特に恩給欠格者でございますが、軍歴等の事実確認が困難な案件が20年度に繰り越されております。その案件につきまして、大変手間をかけまして最終的には処理をさせていただいたということでございます。これは国費で書状等の贈呈事業をさせていただいておりますので、当然のことながら、社会的な批判に耐えられるような要件を具備していないと認められないということです。ぎりぎりのところまで私どもは作業をさせていただきまして、20年度に、最終的にすべての処理を行わせていただいたという努力の質的な内容も総合的に勘案させていただきまして、評価としましては、「A」評価にさせていただいております。

次に、54ページ以下でございます。これは特別記念事業の関係でございます。これにつきましても、本年3月31日に期限は達成しております。そういうことで、20年度にはどのような申請があり、どのような処理を行ったかということでございます。

55ページの右側の短冊表を見ていただきたいと思います。特別記念事業の受付件数・認定件数でございます。3月末現在でございますので、現在まだ未処理のものがございます。19年度比で20年度を見ていただきたいと思います。一番右側のところに全体がございます。まず、受付件数ですが、20年度は19万8,154件です。ちなみに、19年度は12万6,478件です。処理件数、すなわち認定件数ですが、20年度は17万614件、19年度は10万4,515件です。認定率で申し上げますと、20年度は86.1%です。ちなみに、19年度は82.6%です。3問題別の処理件数については、その左側にそれぞれ書いてあります。

特に、この短冊で見ますと、引揚者の欄の処理率が20年度は下がっているということでございます。これは後でも御説明させていただきたいと思いますが、私ども、引揚げにつきまして申請状況が大変低いのではないかとということで、引揚者につきましては2つ、申請に導くような手立てを打ちました。広報の関係が第1点、申請者の記載事項が大変多過ぎるという御不満等もございましたので、簡単な申請でできるようにしたというのが2つ目の工夫でございます。

その結果、引揚者の受付件数を見ていただきたいと思いますが、19年度に比べて3倍

近く引揚者の申請があったということでございます。他のシベリア、恩欠につきましても20年度は多いですが、引揚者については3倍近い申請が20年度にあったということでございます。

後で御説明させていただきますが、その関係もあり、私ども、広報の関係については、自己評価としては高い評価をさせていただいております。

ただ、この処理の内容につきまして、特に、引揚げの62.0%については、処理を若干改善すべき点があったということも踏まえまして、個別の3問題別の内訳につきましては55ページ、56ページに書いてありますが、57ページのところで、総合的な評価としましては、「B」評価にさせていただいております。

2つの総合的な評価のポイントですが、申請につきまして、広報、それから申請の手順につきましていろいろ工夫させていただきましたということ、あわせて、20年度につきましては、旧書状贈呈者につきまして、私どもの新しい事業のお知らせをさせていただいた。そのようなさまざまな工夫をさせていただいたということもここで書かせていただきまして、総合的な評価としましては「B」評価をさせていただいております。

広報の関係につきましては、58ページのところに書かせていただきましたが、様々な媒体、それ以外につきましても色々な工夫をさせていただいたというのが58ページから59ページにかけてです。そういうことで、60ページをお開きいただきたいと思います。中ほどですが、「A」評価にさせていただいております。

次、61ページでございます。61ページは、先ほどの認定率の話とも関連いたしますが、61ページのところの中期計画の記載事項を読ませていただきますと、標準期間の設定でございます。申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等、事務の処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1カ月、いわゆるお知らせを受けて請求した者については3週間、これは旧書状贈呈者に対してお知らせをさせていただきましたが、その返信用の封筒、あるいは印字もさせていただきましたので、その請求者につきましては3週間で審査できるということでございます。それ以外の者というのは全く初めての請求者でございます。その請求案件については3カ月という3区分の標準処理期間を設定させていただきました。

では、20年度はどのような実績かというのは、61ページの右側のところに書いてありますような状況でございます。まず、前に書状等をもらわれた方の請求の処理ですが、73%の方につきまして標準処理期間の1カ月以内に処理できました。次、「また書き」以

下でございますが、これはお知らせの関係で、この方につきましては3週間以内で88%の方が処理できました。そして、3番目でございますが、それ以外の初めての方の処理につきましては73%ということでございます。このような数字を見まして、評価としましては、62ページに書いてございますが、「C」評価にさせていただいております。ご案内のとおり、評価の基本的な考え方によりますと、B評価の数値目標は8割でございます。その8割の数値も重要視し、総合的に判断し、ここでは改善すべき点があるということで、この62ページの中ほどのところ、「C」評価にさせていただいております。

次、63ページをお開きいただきたいと思います。ここに書いてありますのは慰霊碑の建立の関係でございます。ここに書いてありますように、20年度につきましては、具体的な着手に至らなかったということで、評価としては「B」評価でございます。括弧書きに書いてありますが、今年度になってからでございますが、第1回目の会合を5月29日に開かせていただいたということ。実は、2回目を今月の16日に開かせていただくことになっております。ここに書いてありますように、目標としましては、基金存続中の22年夏の竣工に向けて検討をさせていただいているということをご参考までに書かせていただいております。

次、64ページでございます。64ページの中期計画の記載事項は効果的な広報でございます。これは特別記念事業のほか、平和祈念展示資料館の広報の関係でございます。ここに付きましても、64ページから65ページにかけてさまざまな広報媒体を利用し、無料の広報媒体も利用し努力させていただきましたということで、65ページの中ほど下ですが、自己評価としましては「A」評価にさせていただいております。

次に67ページをお開きいただきたいと思います。67ページの中期計画の記載事項はホームページの充実でございます。ここでは、75万件以上のアクセス数が毎年度の目標でございます。では20年度はどうかということでございますが、67ページの下に◎に書いてありますように、1行目ですが、125万件でございました。そういうことで、目標の75万件を上回る形のアクセス数があったということです。

参考までに、68ページをお開きいただきたいと思います。月別のアクセス数の件数が書いてあります。当然のことながら、8月のアクセス数が大変多くなっております。実は、昨年度の場合には、ヤフーのほうで戦争特集という無料のページがございまして、私どもの関係の項目をそこにさせていただきました。無料でした。その関係もありまして、7月の下旬からですが、8月、アクセス数が大変多くなっているのではないかと思います。い

ずれにしましても、目標の75万件が125万件ですので、「AA」評価でもいいと思いますが、謙抑的に評価しまして「A」評価にさせていただきます。

次に69ページでございます。69ページは、ここに書いてありますように、地方公共団体との連携強化でございます。ここに書いてありますように、都道府県会議を開かせていただき、特別記念事業への理解と協力をお願いを行わせていただきました。また、広報紙(誌)も利用させていただいたということで、評価としましては、70ページをお開きいただきたいと思いますが、「A」評価とさせていただきます。

次、71ページをお開きいただきたいと思います。71ページは関係資料館とのネットワークでございます。この関係につきましては、これまでは資料館会議を開きまして、それが1つの成果ということでございましたが、20年度につきましては意見交換を行わせていただきました。また、個別に舞鶴の引揚館とはフォーラムの関係で、それから、沖縄県の平和資料館につきましては、実績としましては今年度でしたが、資料館のほうで私どもの展示会を開かせていただくための準備作業を20年度に行わせていただいたということで、ネットワークの構築といいましょうか、意見交換として一歩踏み込んだことをさせていただいたということで、71ページの下の方に書いてありますように、「A」評価にさせていただきます。

次、73ページでございます。73ページは、外国の関係機関との関係強化です。基金幕引きの中で関係強化というのは何かという感じがございますが、ここで書かせていただいております。ここに書いてありますように、余り実績はございません。そういうことで、淡々と行わせていただいたということで、評価としましては「B」評価にさせていただきます。

次、74ページをお開きいただきたいと思います。先ほどまでが慰藉事業でございまして、74ページが総務的な内容でございます。中期計画の記載事項は職員の雇用問題でございます。職員の雇用問題というのは何かということですが、74ページの中ほど上のところに達成目標に対する実施結果がございます。ちょっと前後しますが、「なお書き」を見させていただきたいと思います。「なお、平成17年度に基金が独自採用した職員2名のうち、1名は既に平成19年度末に退職し、平成20年度より他の独立行政法人に採用されたところである」。もう1名の者につきましては、関係機関に働きかけを行わせていただきましたが、なかなか同一の労働条件での採用ということには至りませんでした。そういうことで、御本人から自分で探されるということで、20年度末に自己退職されたということで

ございました。評価としましては「C」評価をさせていただきます。達成目標としましては、雇用確保の働きかけでございますが、当然のことながら、内容としまして、同一の労働条件での同一の継続的な雇用という観点の基準を設けるならば、その評価からしましては「C」評価になるということで、私どもの自己評価としましては「C」評価にさせていただきます。

次に75ページをお開きいただきたいと思います。75ページは基金記録史の関係でございます。私どもの記録を作成するというので、75ページの右側に書いてありますように、そのための作業としまして事業の実績等のデータベース化を行ったということで、評価としましては、「A」評価をさせていただきます。

77ページをお開きいただきたいと思います。ここは資金の運用の関係でございます。結果は5億の運用収入ということで、利率としましては2.37%でございます。評価としては「A」評価でございます。

次、78ページ、79ページは該当ございません。

次、80ページをお開きいただきたいと思います。職員の研修の関係でございます。外部研修への派遣ということで、7件の派遣を行わせていただいたということです。着実な研修ということで、評価としましては、81ページに書いてありますように「A」評価でございます。

次に82ページをお開きいただきたいと思います。環境対策としまして、環境に配慮した物品の調達ということで100%の達成でございますので、82ページに書いてありますように「A」評価でございます。

次、84ページをお開きいただきたいと思います。危機管理の関係でございます。防災訓練等の実施を着実に行わせていただきましたので、評価としましては「A」評価をさせていただきます。

次、85ページの関係です。職場環境でございますが、これにつきましても着実な実施をさせていただきますので、法人の自己評価としましては「A」評価でございます。

長々と申しわけありません。最後、86ページをお開きいただきたいと思います。新しく中期計画、年度計画に入れさせていただいたものが内部統制・ガバナンス強化でございます。先ほども御説明させていただきましたが、内部統制・ガバナンス強化ということでございまして、具体的には、86ページの右側に書いてありますように、私どもが毎月開かせていただいております役員会において、契約の関係、資金運用、これは四半期ですが、

予算執行の関係についても四半期ですが、報告を行いまして、内部統制・ガバナンスに努めました。また、上半期の事業の進捗状況を取りまとめ、役員会、それから評価委員会の先生方についても個別に御説明をさせていただきました。それから、また、個人情報につきましては、先ほど御説明しましたように、他の法人と同じような内容でございますが、適切な個人情報の保護を行っているということでございます。そういうことで、評価としましては、86ページの下に書いてありますように、「A」評価にさせていただいております。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいま御説明をいただきました自己評価について、御質問、御意見をお示しいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【玉井専門委員】 37ページの外国調査の実施なのですけれども、これは大体19年度までに一応終わっているわけですね、新たなものはやっていない。ただ、資料の整理に390万円近く使っているのですが、これはちょっとどうしてこんなに使うのかということが気になるのですが、地域とか年代とか、所蔵館別にファイルの整理をするだけのはずなんですけれども、何かこんなにお金を使う必要性があったのでしょうか。

【笹本理事】 前の理事長にカザフスタンに行っていたのですが、その関係のフォローアップの調査を行いまして、その資料、旅費などの費用でございます。

【玉井専門委員】 ああ、なるほど、そうしたら、それを書いておかれたほうがいいのではないのでしょうか。これだけだと、資料整理で390万円って、ちょっと私の感覚から言うとそんなに必要ないだろうと思いますので、390万円に見合う仕事をされたのなら、それをきちんと書き込んでいただきたいと思います。

【笹本理事】 御指摘のとおり、対応させていただきます。

【仲地専門委員】 全体的に、自己抑制的な厳しい評価をされたなという印象を持ちましたが、37ページ、ここだけは甘いのではないかと思います。達成目標は取りまとめを行うということで、取りまとめというのは、通常は最後の総括というか、まとめが取りまとめでしょうけれども、これは整理を行っただけで、取りまとめには至っていないのではないかというのが実施結果に対する印象であるわけです。取りまとめに至ってなければ、これは「A」評価はつけられないのではないかと。

【笹本理事】 理事長と相談して「B」評価にさせていただきたいと思います。

外国調査については、基金が幕引きということもありまして、今年度はほとんど実績がなく、最終的な微調整の部分といたしまししょうか、今、確認作業をしているというのが実際でございます。今、両先生からの御指摘のとおり、自己評価はそのようにさせていただきます。

【玉井専門委員】 あと、それから、外国の関係機関との交流というのも「B」評価なのですが、何か使用許可の契約をしたと書いてあるのですが、それは何件ぐらいできたのかという数字が入っていないくて、ただ、「B」というのでは余りよくわからないのですが。

【笹本理事】 わかりました。契約の内容をここに書かせていただきます。実は1件でございます。

【玉井専門委員】 それから、もう1つ、随契が非常に問題になると思いますが、関連団体の全国強制抑留者協会に地方展示会の委託で、4,200万円ぐらいですか、支払っておりますが、今ちょっと見てみたら、十回弱の開催なのです。そうすると、1回に相当な額が補助されているわけです。ちょっと気になったのは、入館者数なのですが、どうもこれは大ざっぱですよね。本当に調査しているのかという気がするのですが。

【笹本理事】 全部の会合にうちの職員を派遣できればいいのですが、何件かについてはうちのほうからも出させていただいておりますが、全部ではありません。今の御質問に対しては、正確な数字であるというふうに確信はしております。ただ、全会合につきまして、当方が実際に行きまして確認しているかという意味であれば、確認はしておりません。

【玉井専門委員】 というのは、もう2つのほうは何人と非常にきっちりした数字が出てきているのですが、一方は10人単位の数字ですので、そこまで詳しく数を正確にしろというわけではないのですが、ただ、ちょっと、お金の使い方がどうなっているのかということが気になったところです。お金の使われ方はだれかチェックしているのでしょうか。

【笹本理事】 先ほど申しあげましたように、書類自体はきちっと、単価を含めて、会場の借料等については実費、その証拠書類は取っております。ただ、先生が言われるように、1人単位まできちっと入場者の確認を、当方が全会場に行つて確認しているかという意味であれば、確認はしておりません。

【玉井専門委員】 余り細かいことは言いたくないのです。ただ、そういうところに何かいい加減さが出てくると、ほかのところも何かいい加減なことをやっているのではないかと疑われる可能性があるということなのです。だからといって、一人も間違いなく数えるというわけではないのですが、そこはちょっと懸念される場所だと思います。

【笹本理事】 御指摘を踏まえて、今後については協議したいと思います。

【玉井専門委員】 あと、今度は逆に、一般競争の弊害といいますか、40ページの強制留史英語翻訳、これ、専門の先生にお渡ししたら、「この英語はめちゃくちゃだ。プロがやったのか」というふうに言われましたので、安かろう、悪かろうになってしまったのでしょうか。

【笹本理事】 若干、言い訳をさせていただくと、御担当いただいた田久保先生からもやり直しを命じられました。ただ、同じ案件について、再度翻訳させるわけにはいきませんので、当該業者には契約どおりお願いしたのですが、結論から申し上げて、できなかつたと。ちなみに、どんな業者が入札したかという点、圧倒的に安い業者で、2番目以下を圧倒的に引き離していました。心配になって聞いたのですが、説明としては、その翻訳会社は独自の翻訳のノウハウを持っているということでした。当然のことながら、仕様書は完璧な翻訳を行うこととなっておりますので、当方が最終的にチェックすればよかったです。あの膨大な量ですので、はっきり言って当方にもそれだけの能力のある者がいなかったということもあります。そういうことで、契約書どおりの納品ができなかったのではないかという疑問はあります。

形式的に申し上げれば、契約書どおりの翻訳ができ上がっているという以外はございません。ただし、田久保先生も含めて、「できが悪い、もう一度翻訳をして」という御要望がありました。

【玉井専門委員】 ですから、この一般競争にもいい面と悪い面がありますね。

【笹本理事】 一般競争は基本的に価格競争でございますので、安いほうを取る、それ以外はございません。ただ、当然のことながら、もちろん、仕様書を書きますので、当方が責任を持ってやらなければいけないということももう1つ、言えますので、そこができないということであれば、当方の責任だろうと思います。

【玉井専門委員】 わかりました。

【青木理事長】 ちょっとよろしいですか。先ほどの講演会等の参加人数ですが、44、45ページです。44ページのほうで、10月9日、岩手県盛岡市、参加人員230人、その次が150人。実は、この2回、私は行きましたので、人数としてはこれは間違いないと思います。ただ、これは全部丸い数ですね。丸い数字と、下の表では421人としているところもあります。が、もう一度言いますと、上の2つは私自身が行きましたので、オーダーとしては間違いないと思います。

【玉井専門委員】 わかりました。

【仲地専門委員】 今回の随意契約のところですが、9ページの、随意契約にせざるを得ない理由の①のところは、説得的だと思います。関係団体はそれをするによって自らの労苦を記録する、それ自体が慰藉なのだとということで説得的だと思いますが、細かいことで申しわけありません。文章ですが、①で「関係団体に委託することが……示す事業である」という文章が、主語と述語が一致していないのではないかと、まず、御検討をお願いいたします。

それと、次のページの10ページ、「予定価格を設定してないことによって契約金額が過大となっていないか」というところですが、過大となっていない説明としてはわかりますが、じゃあ、なぜ予定価格を設定しないのか。予定価格を設定できない理由があるのか、これはどうなのでしょう。ナカポツ委員会の指摘は、その予定価格を設定してないことで過大にならないかということですから、ナカポツ委員会の指摘には答えていますけれども、そもそも予定価格を設定しない理由は何なのかということはどうなのでしょう。

【笹本理事】 その部分については補充させていただきます。説明としては、むしろ、過大となっているのではないかと、この部分について特化して書かせていただいたものから、先生の御指摘の部分については、若干、配慮はしておりませんでしたので、書き込ませていただきます。

【仲地専門委員】 それで、この10ページの評価「B」ですが、この「B」は辛過ぎないかという印象を持ちます。随意契約にせざるを得ない理由は説明がついてますし、契約金額が過大になっていないかというのも説明がついていて、十分合理的で、基金としてはこういうふうなやり方しかないのだということであれば、「B」という評価は辛過ぎるのではないのでしょうか。

【奥林分科会長代理】 確かに、随意契約の見直しというのが基本的な要求になっていて、それに対して非常に真摯に回答しようとしておられるんですね。親委員会のところで出された資料なのですが、契約のあり方をいろいろ分類しており、特定事業執行型の独立行政法人の中に平和祈念事業特別基金が入っています。それを見ますと、平均よりもかなり下のところなのです。つまり、これは、1者応札がどれだけあるかというのを見ますとね、そうしますと、おそらく、他の独立行政法人と比べて、全体として見れば1者入札が比較的少なくなっているというふうに評価されるのではないかと。ですから、そうい

う点からすると、ちょっとこの「B」というのは、少し、先ほども出ていましたように、辛口な評価になっている。もう少し客観的に見ればいいのではないかということです。

【笹本理事】 随意契約については、他の法人がというよりも、競争入札という大きな基準があり、例外として随契があるという思想が示されているという理解でこういう評価をしたということに尽きます。実は、法令上の話でも言えますが、私どもの業務方法書でも、「契約については競争入札」と書いてあるんです。ところが、随意契約のほうも、うちだけではないのですが、先生が御指摘のように、いろいろな事情があって、事情も、合理的な事情もちろんあるわけですけれども、ただ、ガイドラインと示されているのは競争入札なんです。かつ、私どもの業務方法書も競争入札が原則になっています。そういう高い基準というのが、自己評価する際には、それを基準とすると。そうでなければ御指摘を受けるかなと謙抑的に考えましたので、ここでは「B」評価とさせていただきました。

【奥林分科会長代理】 親委員会の中でも、そのことを私自身も少し発言させてもらったのですが、社会一般には、競争入札というのが一般的で、それをやらなければいけないという方向にあるのですが、逆に、現実的には、1者応札がなかなか解消できなかったのです。つまり、事業の内容そのものがかなり特殊になってきますと、その技術を持っているのはその会社しかないというのがあるわけです。ですから、逆に、もし、一般競争入札が原則だということであれば、逆に、どういった場合は随意契約をしてもよろしいというふうな基準なり、あるいは事例を示してもらわないと、一般的に随意契約悪論ということでは成り立たないのではないのでしょうかということ、親委員会の中では発言しました。この慰藉事業なども、3つの団体が、いわばそれぞれのノウハウを蓄積していて、それ以外のところに、「じゃあ、応札してください」と言っても、ほとんどできないわけです。そういうことを考えると、やはり、特殊な事情なり、ノウハウみたいなものがあって、一般入札の原則そのものが非常に適応しにくいというふうなことを言っておいてもいいのではないかという気がします。

例えば、宇宙開発事業などを例に取りますと、やはり、あの会社のあのエンジンでなければとかがありますからね。そういうこともありましたから、こういう、平和祈念の慰藉事業ということになってきますと、それと似たような条件があるのではないかというふうに思います。

【仲地専門委員】 私はですね、よそに頼んだら、また新しい視点で記録をつくるということもあり得るだろうと思うわけです。従来にない発想をして記録を作成し、頒布し、

そういう新しいアイデアを出すところもあるだろうけれども、この事業については、その団体にさせることが、そもそも慰藉であるという面があるのではないか。この団体にしてみれば、よそがやるのではない、自分たちがやるのだということが重要だろうと思うわけです。ですから、その団体にさせること、関係団体にさせること自体が、この基金のやるべき姿で、慰藉事業をするというのが目的ですから、これは、随意契約にならざるを得ない例だと思えます。

【鈴木専門委員】 私も、随契が盛んに9年前から言われていますが、そもそも、なぜ随契がいけないかというところが大事なのだと思うんです。結局、随契が悪いというのは、一般の企業と違って、国とかの契約は、透明性がない。ですから、高いものでやっているのではないかとか、癒着とかがあるのではないかと、そういうところから発生したのではないかと思うんです。例えば、一般企業の場合も、競争入札をやっているかという、必ずしもそうではないです。ただ、余りにもクローズアップされたそういう不純なところがあって、それから随契がいけないということになったと思うんです。

まず、なぜ、一般競争入札をするかという根本は、透明性がある、効率よくやりましょうということから発生しているの、別に随契が悪いとか、一般競争入札がいいという話ではないんですよ。そこをしっかりと考えないと、やはりおかしくなってしまう。例えば、玉井先生がおっしゃったように、競争入札をしましたが、安かろう、悪かろうになりました。それが国民の視点から見ているんですかということですよ。

例えば、我々、評価分科会に求められているのは、単純に、随契が多かった、だからけしからん、だから評価はだめですよというのではないと思えます。もしそうであれば、機械的にやればよろしいわけです。我々がなぜ評価しなければいけないのかというのは、また、ここで言われているのは、きちんと説明してくださいということだと思えますよ。どうしてそれが随契だったのか。その随契が本当によかったのか。それとも、怠っていたとか、努力しなかったのか。そのところをきちんと説明してくださいと、こういうことを要求されているのかなと思うんです。

ここでも述べられていますように、委員会を設けたり、監査もきちんとやっていると。そこできちんとした説明責任があるはずだと思えます。それを、例えば、我々の責任としては、きちんとそれを見極めて、でも、足りなかった、これは随契だけれども、本当は競争入札ができたのではないかと、また、そちらのほうがよかったのではないかとということであれば、我々はそれなりの評価をしなければいけないけれども、競争入札をするよりは

随契のほうがよかったねということであれば、それはそれなりに、私たちは評価しなければいけないと思います。ただ、その目標になるのは、この率ですから、まず、そこから入っていくのは問題ないと思うんです。しかし、中身については、当然、検討をすべきではないかと、同じ意見だと思います。

それから、ちょっと話が違って申し訳ないのですが、今、お聞きして、私の印象として、全体的に、評価について非常に説明しているところと、それから、余り説明していない、なぜ「A」になったのか、「C」になったのかというところが、ちょっと我々には見えないところがあります。それは我々の責任で評価しなければいけないということであれば、我々が考えなければいけないのでしようけれども、時間的な制約もあって、今、出されたものを参考にして評価しなければいけないということであれば、もうちょっとそこが、どうしてということが書かれているところと、第三者的に見ると、やはりちょっと、何でというのが、私なりにはわからないところがたくさんあったので、その辺もあわせて、これからもう1回検討させていただきたいと思います。

**【亀井分科会長】** 今の鈴木委員からの御発言に関連して、今回、数値目標を大幅に上回ったというのは、ホームページの充実の箇所です。これは、先ほどの御説明の中で、遠慮されて「A」という評価をされたのですが、実際にはもう75万件に対して百二十何万件ですから、四、五十万件上回っていると、この事実に関してはやはりきちっと「AA」の評価をおつけになってもよろしいのではないかと思います。館への入館の実質的な人数というんでしょうか、それは目標を下回っても、新しい現代のコミュニケーションの技術を生かした形で展示なり、あるいは、情報内容は十分に伝わっているのだということで、多分、「A」評価をされたのは、先ほどのヤフーの偶然的な条件ということで御配慮になったと思いますが。

**【笹本理事】** アクセスの関係で言えば、実は、先生がもう全部おっしゃったのですが、「AA」にしたかった部分はあるのですが、本来は、アクセスした人が内容をきちっと見ているという前提であれば、まさに「AA」なのですが、ヤフーのホームページから入って、サッと見て、帰ってしまう人もいるんですが、実はそこはちゃんと見ていた人と、そうではない人との判別ができないのです。そこまではデータがとれないのです。ですから、本来、この方が全部うちの基金のホームページをじっくり見ていただいたのであれば、胸を張って「目標を大幅に上回った」と言えるのですが、サッと見ただけの方もいると思うので、じゃあ、その比率がどうなのかと言われると、余り自信がなくて、もしかしたらか

なりの部分がサッと見ただけで、きちんと見ていただいた方が少ないと言われることもあるので、その辺の実績を追及されると答えられませんので。

【亀井分科会長】 もし、そうであれば、それが目標のところに書かれているべきで、実際にはアクセスが非常に表面的であっても、フロントページ程度であってもいいのではないかと思います。そこで知られたという意味合いでは意味がありますので、やはり、インターネットの広告の効果測定で、アクセス数という形で、必ずしもおっしゃるように質の部分を問わない部分がありますが、しかし、それは効果としてカウントするというのが通例になっていますので、私は、個人的には「AA」ではいいのではないかと、そこまで自制をされる必要はないのではないかと考えています。

【仲地専門委員】 同感です。それ以外に、数値目標を上回っているけれども、抑制的に「A」をつけて、「AA」をつけてもいいのではないかと私が思ったのが、50ページで、語り部の育成、小学校への派遣実績です。いずれも目標を大幅に上回っているにもかかわらず、これが「A」評価で、「AA」でもいいのではないかと。

ついでに全部お話ししますが、74ページの雇用の確保が「C」になっているのですが、「C」になった理由が、1人の職員が年度末に自主退職をして雇用の確保に至らなかったということで「C」をつけているのでしょうけれども、自主退職というのは、別にいじめていびり出したわけではないのでしょうね。「C」と書いてあると、何かそういう感じがするわけです。自主退職だったら、本人の自己都合退職でしょう。これは「C」か「自主退職」か、どっちかがおかしいという印象を持ちます。

それから、わかりにくいのが、62ページです。この標準期間の設定の話ですが、これが「C」になるのが、よくわかりませんでした。評価の基準は、目標をおおむね達成の「B」は80%でしたよね。この「C」の理由がよくわからないということです。

【亀井分科会長】 仲地先生、ちょっとよろしいでしょうか。ページがたまたま62ページに関しての仲地委員の御指摘だったのですが、私は、63ページの慰霊碑の建立というのは、実績が、いわゆる、今年度に入ってから御説明の部分が多くて、20年度に関しては実質的にはなかったという御説明からすると、この「C」と「B」との評価が逆なのではないかと、62ページと63ページの関係が、そんなことをちょっと感じながらお話を伺っておりました。

【笹本理事】 63ページをお話し申し上げれば、19年度が「B」評価だったのです。それと同じで、19年度と同じように進んでいないということで「B」評価にしたという

ことです。

それから、先ほどの標準処理期間については、実は、ここで数字は申し上げなかったのですが、総受付件数との割合で言うと83%なのです。実は、何人かの先生から言われたのは、「ここで総受付件数というのはおかしいよ」という指摘も受けまして、その意味は、簡易に処理できるものと、難しいものとをウェイトづけせず総受付件数との割合だけで考えるのはおかしいということでした、今日は数字だけここに書いて、特に説明はいたしませんでした。うちの内部でも、総受付件数ベースで言えば83%になるから「B」だという人もいますが、ちょっと別の見解を聞いた方は、全く別の階層のような話をしており、3階層別に言えば、一番最初の階層が73%、次が88%なのですが、3階層目が73%です。この73という数字は80にはほど遠く70に近い。それで、これが2つ出てきております。

実は、数的に言えば、この2階層目のお知らせで処理したものが数的には9割近いのですが、これは、ある意味、簡単なものです。つまり、印字しまして、返信用の封筒も入れまして、それで申請が返ってくればすぐ認定して出していたので、逆に言えば、この88%ですら遅いという指摘をいただいてしまったのです。ですから、今日の説明は、すみません、総件数の話はしませんが、3階層別の説明しかいたしませんでした。そして、その数字が73、88、73です。そこはトータルして、仲地先生へのお答えになるのですけれども、やはりこれは「B」ではないと。先ほど言ったように、「B」というのは8割以上というのが1つのガイドラインですから、そこを、3つのうち2つが割り込んでいると、そういう御指摘いただいたものですから、ここでは、そういう意見もあるかなということで「C」にさせていただいております。

**【奥林分科会長代理】** 逆に、一番難しかったのが、総件数のうちの何割かということですよ。

**【笹本理事】** それはごく少ないです。3万件です。ちなみに、お知らせが10万件です。件数的には、今、言ったように、圧倒的にお知らせで返ってきたものが20年度については多いです。

**【鈴木専門委員】** まず、今の話に関連して、「C」でも「D」でも、一応、我々が評価するわけですね、基本的に、自己評価をもとに。そうすると、そこには、悪い評価であったらそのままいいということはないと思うんです、今、おっしゃったように、そこは、何で「C」なんですかということとはきちんと説明する義務が我々にあるのだと思うんです。

だから、今おっしゃったようなことで、「C」という自己評価をつけているのであれば、まさに、今おっしゃったようなことを、ここの分科会の中できちんと認識して、やはり「C」だねという書き方にしなければいけないと思うんです。それがないと、悪い評価だから、我々はそのまま認めるというのは、ちょっと違うような感じがします。ですから、そういう事情であるということ、きちんと言明していただいたほうがよろしいのかなと、まず、1つはそういう感じがします。

それから、仲地先生がおっしゃったように、職員の雇用問題についても私はちょっと疑問を持っていました。例えば、自主退職したとします。それが変なことで自主退職したのは別個なんですけれども、一生懸命に対応したという努力の仕方が大事だと思うんです。ですから、ただ単に、例えば、2人の方が自主退職しましたよと。そうしたら「D」になりますかという、それは、どれだけうちが目標に沿って一生懸命にやったかということのほうが大事であって、うちが出した条件よりももっといいところがあれば、当然そちらに行きます。そうすると、評価としてはだめだったということにはならないし、今、雇用状態も非常に厳しい状態なので、いろいろな条件があるので、先ほどと同じですが、「C」をつけるのであれば、ただ単に自主退職したということではなくて、それがうちに対して、努力しなかったとか、こういう問題があったというようなことを、やはり明確にしないと、これは、我々の責任なのかもしれませんが、説明しなければいけないというふうに、私は個人的に思います。

それから、亀井先生の先ほどのお話の中で、アクセスの件数の問題ですが、私個人の意見かもしれませんが、基本的に、分科会の評価としては、まず、目標があります。目標に入って、それから指数だと思うんです。目標を達したからそれでいいというわけでもないし、達しなかったからだめだというわけではない。そうすると、アクセスの件で、今、委員の方がおっしゃったように、じゃあ、そのアクセスの中身まで調べられるようなものがあってやらなかったのであれば、もうちょっとやってくださいねと。しかし、そういうシステムがあるのかどうかわかりませんが、おそらくないのであれば、もうそれは単純に、件数で評価するのでなければ目標を設定する意味がないと思うんです。だから、それは、いろいろなケースによって切り分けて考える必要があるのかなと私は思うんです。ですから、本当に調査するシステムがあるのだったら、それをきちんとしてやってください。それから評価をし直しましょうということ。それから、「AA」という意見は、私もすごくいいと思うんですが、「AA」をつけた場合に、つけばつけるほど、そこをしっかりと説明しない

と、ナカポツ委員会のほうから、前回も指摘されましたように、「しっかり説明しろ」と。そこはしっかり説明できれば、私は、そういうのをあえてつけて、いいものはいいと、悪いものは、例えば、「D」であってもつけざるを得ない、そういうことのほうが信頼性が出てくるのではないかと個人的に思います。

今たまたまそういう御意見が出たので、私の意見を発言させていただきました。

**【笹本理事】** 今、鈴木先生が言われたとおりで、アクセスで「AA」をつけようかなと思ったのですが、本当にちゃんと内容を見てやっているのだという証明ができないのです。データをとろうと思えば、とれなくはないのですが、またデータが大きくなってしまってお金もかかるのです。ですから、結局、アクセスのカウントしかっておりません。

**【鈴木専門委員】** でも、見たということは事実なのですから。

**【笹本理事】** 見たことは事実です。

**【鈴木専門委員】** 私はそれでいいと思うんです。それだけ興味があるということで、それは、広告宣伝的な意味もあるし、認知されてきているということで、単純で、いいものはよろしいのではないのでしょうか。また、費用対効果もありますから、そこにまた膨大なお金をかけると、この評価のために、何百万円もかけてやったら、これは逆にひんしゆくものになってしまうので、その辺は、やはり臨機応変に考えるべきなのではないかと思います。

**【笹本理事】** アクセスの話で恐縮ですけれども、ヤフーのトップページの終戦特集みたいなものに去年、無料でリンクを張っていただきまして、そっちから基金ホームページに入った人が多いとなると、結局、サッとだけ見た人が7月、8月の部分は大部分かなというのが何となく、個人的な推測なんです。これを除いてしまうとアクセス数が少なくなってしまうのかなという感じです。それ以外の月の方には結構見ていただいているのか、本当に見ていただいている方がいるのかなと思いますが、あの7、8月は、ヤフーからパッと見てというだけだったのかなという部分の方が結構多いと個人的に思っています。

**【青木理事長】** それは、技術的に、ヤフーに照会すれば教えてくれるものなんですかね、確か、そうなんですよ。

**【笹本理事】** ただ、お金がかかるかもしれないですが。

**【鈴木専門委員】** そのお金も、どの程度もかかるかということなので、わずかなお金

だったら、それはそれでいいでしょうし、それはただ単に評価のためではなくて、それを何かのために将来使うという理由であれば、ある程度まで費用対効果で考えればよろしいのかなというふうに思うんですけどね。

【玉井専門委員】　しかし、ヤフーでのリンクを無料でやってもらったというのはすごい事業努力じゃないですか。

【鈴木専門委員】　そうですね。

【玉井専門委員】　いわゆる、ポケットティッシュを広告で一生懸命に配って、果たしてどれくらい効果があるのかわからないですが、それも努力だけども、お金がかかっているわけです。だけど、ヤフーにそれに載せるというのは無料だったわけですので。

【笹本理事】　向こうから話があって載せていただいたということもあります。

【玉井専門委員】　ああ、なるほど。でも、そういうような工夫は評価してもよろしいのではないかと思います。コストをたくさん掛けたものであったならば、それは費用対効果で厳しく見なければいけないでしょうけれども、そういう気が私はします。むしろ、そういうものの工夫のほうが、今後、インターネットを利用する人は多いので、どういう形で安いコストで、検索をうまくしてもらえるかということのほうが、とりわけ若い人には存在を知ってもらえるのではないかと思います。

【亀井分科会長】　これは、今、お話があった7月、8月の件数を除いたり、あるいは、どういう理由かわかりませんが、3月あたりが、7月、8月に匹敵するようなアクセス数ですね。これを除いて平均しても、月9万ぐらいのアクセス件数ですから、年間で見ると100万ぐらい行っているとすると、目標の数値を上回って、特別な要因を除いてもすごく高かったのではないかとということと、逆に、これが75万件という目標に対してアクセス件数が50万件だったという結果が出たときには、これはもう明らかに「C」か何かをつけざるを得ないという形になりますね。これはもう、この方は全部中まで詳しく見てもらったのではないかとというような指摘や推測の要因をつけられても、おそらく、結果的には「C」とか、そういう数値をつけざるを得ないとすれば、私はちょっと、自分でこだわりますけれども、「AA」をおつけになってもいいのではないかと個人的には思っています。すみません、それはまた後日、検討をさせていただきます。

【堀川委員】　ちょっと視点が変わってくるかもしれませんが、85ページの職場環境というところ、この職員数で女性は何人いらっしゃるんですか。

【笹本理事】　今は、職員という意味であれば1名です。今年度、21年度からです。

ちなみに、20年度は女性は、私ども、定員の職員と、定員外の非常勤の職員がおりますので、定員の職員という意味であれば、20年度は0です。ただ、非常勤の職員で審査等の業務を行っている方がおまして、その方は大部分が女性でございます。

【堀川委員】 そうしますと、上のほうの中期計画のところを見ますと、「女性に配慮した職場環境の形成」というところがございます、それからしますと、正職員として女性を採用しないということになってしまうと、果たしてどうなのかなという感じがします。

【笹本理事】 冒頭、人件費の話で御説明したのですが、当基金は、形式的には非特定、いわゆる公務員型ではない独立行政法人であります。ちなみに、この下に統計センターというのがあって、あれは公務員型の独立行政法人です。私どもは非公務員型なのですが、実際は、皆さん、国家公務員の現職が来て、交流していますので、うちで独自に採用にしたというのは17年度の2名だけで、それ以外は国家公務員の交流で来ている者ですので、結果的に20年度はいなかった。結果的に、今年度は1名いるというだけの話でございます、特に女性はノーという話では全くございません。

【堀川委員】 先ほどお辞めになったお二人は女性だったのでしょうか。

【笹本理事】 男性です。

【堀川委員】 男性がお二人ですか、ああ、そうですか。そうしますと、ここにメンタルヘルスとかセクシャルハラスメントについての指針とか、あるいは相談窓口が書いてありますが、そういう相談窓口というのは、担当者も男性のみということですか。

【笹本理事】 御指摘のとおりです。ポジションとして、その職員です。その職員が女性であれば女性になると思いますが、現在は男性でございます。

【堀川委員】 そうしますと、例えば、今おっしゃっておられた非常勤の方、女性がほとんどというお話だったのですが、男性のみの相談窓口担当であれば、女性が相談しづらいという雰囲気はないですか。

【笹本理事】 そういうことがないように努力はしたいと思っております。でも、そんなに大きな職場でもございませんので、私も含めて、日々、留意したいと思っております。

【堀川委員】 そうしますと、職場の中で、例えば人権に対して、どなたか外部の方を招いてそうした研修をするということはやったことはあるのでしょうか。

【笹本理事】 私が来てからはやってはおりません。ただ、個人的な見解を申させていただければ、むしろ、そういう形式的なことよりも、小さな職場ですので、幹部がきちっと目配せして、留意して配慮するほうが重要かなと、個人的に思いますが、理事長、いか

がでしょうか。

【青木理事長】 全然心配しておりません。

【堀川委員】 通常、そうした職場、特に小さいところのほうが結構起こりやすく、言いにくいという雰囲気があるものですからね。

【笹本理事】 逆にそうですね。

【堀川委員】 そのこのところが、余り触れられないままに窓口相談もなかった、苦情もなかった、だから「A」というふうにはできないのではないかというのが、私の感想でございます。

【笹本理事】 いや、そういう感想を持たれてもおかしくはないと思います。いずれにせよ、理事長がおっしゃったように、そうではないように細かく配慮を端々ではしております。理事長もよく、現場というか、非常員職員さんに別棟で仕事をしていただいているのですが、よく足を運んでいただいております。私も運ぶようにはしておりますので、その点は十分、念には念を入れて今後も配慮していきたいと思っております。

【堀川委員】 はい。

【仲地専門委員】 これは、委員の皆さん全部の意見を聞いていると思いますけれども、業務経費の削減ですが、これは、「B」評価であるわけですが、これも抑制的に厳しい評価をされたなと思っているわけです。この評価は単年度の評価ですけども、先ほどの理事の説明では、中期目標を念頭に置いて評価をするということでしたでしょうか。中期目標をもう既に、ほぼ達成しているわけです。そうですね、2年半でやるべきことを1年で達成していると。業務経費は、ほぼ75%に近いし、人件費の削減は中期計画をオーバーして達成しているということで、これだけを見れば「AA」でもいいのだろうと私は思います。多分、「B」になった理由はラスだと思うわけです。2ページの給与水準についても、また人件費についてという最後のところですが、与えられた目標は、「役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う」と。国家公務員と連動して給与水準の見直しは行っているわけでしょう。そうしたら、これはやっているわけで、たまたま職員の構造でラスが高くなってしまったわけですから、これは努力のしようもないという説明どおりです。そうすると、この「B」というのは厳し過ぎる。人件費の削減は人数の削減で目標以上に達成している。業務費もほぼ目標どおりに削減されているなら、これは「A」でいいのではないかというのが私の感想です。

【笹本理事】 ちなみに、全独法の中で、うちの法人がどの程度の位置を占めるかとい

う話なのですが、19年度の数字ですが、103法人のうち29番目です。この29位というのが、他の独法との話なのですが、どの程度と見るかという話です、103のうち29番目というのが。その辺も、ですから、謙抑的に自己評価しなければいけないのかなというのを私ども法人の自己判断であります。

【鈴木専門委員】 ここに書いてあるように、東京都の23区にだけ事務所があるためには結構ラスが高くなってしまふのは事実だと思うんです。だけど、私なんかは、ほかのところで、おかしいねというふうに思っているのですが、逆に、ここを「A」にするかは別個にしても、私は「A」でいいという感じがするんです。なぜかという、どうしてこのラスパイレスがこんなに高いのに「A」なんですかというのは、逆に、我々が説明することのほうがいいのかという感じがしているんです。そうすると、それに対してきちんと説明できる。これはこうだから、こうだと。むしろ、その結果、我々の責任として、私は「A」かな、と思ったんですけど、だから我々は「A」をつけたのだというようなことで、何かの質問があれば、平和基金としては自己評価が「B」だったけれども、我々としては、いやそうではないと。仲地先生がおっしゃるように、ほかのファクター、費用の削減がありますから、それと比較して評価をしたのだ、それが我々の責任ではないかと逆に思うんです。

それと関連するのかわかりませんが、5ページは、私は「A」でいいのかと、逆に疑問に思っています。というのは、外部委託と言われているが、外部委託が本当によかったのかどうか、外部委託に出せばいいというのは、それでいいんですかと。やはり、費用対効果とか、効率化とか、その辺を勘案した結果、一生懸命に汗をかいてやったというのならいいのですが、外部委託することによって自分たちが楽をするわけです。そうすると単純に、外部委託したというだけで、例えば、5件出しました、すばらしいねという話ではないのではないかと逆に思うんです。

今、出せないものを苦勞して出しましたというお話があったのですが、出せないものを苦勞して出したのではなくて、効率よく事業を行うため、平和基金がやるよりは、ここのほうが費用とか中身がいいのだと。そういうことをいろいろ検討した結果、やりましたと。その辺で大変だったのだけれどということであれば、それは「A」の評価になるのかなと、私は個人的に思います。

もう1つ、いいですか。一番最後の、これもお聞きしたかったのですが、87ページ、内部統制・ガバナンス、これは一般的に内部統制・ガバナンスと言われておりますが、ま

ず、ガバナンスというのは、ここに書いてありますが、これで本当に、「A」のための説明で十分かなと。それから、内部統制も、ここに最初に、監事が出席する役員会で、随契の状況の報告、資金繰りの報告ということで内部統制・ガバナンスの強化に努めたということが果たして「A」の評価になるのかなと。これは当然、理事会か役員会をやった場合に、そういう報告をするのは当たり前であって、それをもって内部統制とはちょっと言いづらいのかなと。

それから、ガバナンスという定義が非常に難しいのですが、基本の統一とか何か言われていますが、やはり、理事長以下役員の方がきちんと指揮命令というんですか、そういうことを聞いていて効率化を図るといのが、大きく言ってしまうと、私はガバナンスだと思っています。だから、その辺をどのような意識でなされているのかということが、例えば、「A」であれば「A」なりの説明が、説明というか、我々が説明しなければいけないのかもしれませんが、書かれなければいけないと思うんです。

**【笹本理事】** 内部統制の一番のポイントは文書化、それから意思決定が一番上まで行く、情報の伝達にあらうかと思います。実は、ここは、文書については役所ベースと同じで、すべての文書が登録されて管理されています。あとは、上まで行くという話であれば、当機関は小さいものですから、専決規程がありませんので、すべての文書が理事長まで行きます。そういう意味で、文書化と、意思決定過程が上まで行く、周知という観点については、きちっとなっていると思います。これは、実は役所と同じなものですから、当然視していますので、特にここには書き込んでいませんという話です。

**【鈴木専門委員】** むしろ、私は、それを書き込んでいただきたいと。やはり、透明性と、意思疎通と、大企業化すればするほど、現場でやっていることがトップは見えていない。だから、いろいろな問題を起こすのです。それを言われているんです。だけど、うちは、そういうことは行われているのだと。行われているのだったら、いいじゃないですか。改めてやったのではないということを、むしろ書いていただいたほうが、私個人としては評価がしやすいのかなと。

**【笹本理事】** その部分は、追記します。

**【奥林分科会長代理】** よろしいですか。職員16名の組織でしょう。そこでガバナンスとか内部統制とかを言ったとしても……。

**【笹本理事】** これは上場企業を念頭に話ですよということですか。

**【奥林分科会長代理】** ですから、いかに理事長さんが現場を歩いて、皆さんの状況を

把握しているかというところを書くことのほうが、より現実的なガバナンスの描写になるのではないかと思います。

【笹本理事】　　そういうニュアンスで、先ほど申し上げました。大きなところとは全然規模が違います。だから、文書化とか意思決定とか、そんな通り一遍のことよりも、それこそ零細企業ではないのですけれども、足で駆け回って見て、それでいいのではないかという部分がなくはありません。

【奥林分科会長代理】　　だから、情報の伝達とか、あるいはコミュニケーションの部分は十分とれるようにして、理事会、あるいは理事長の意思が末端まで浸透するような仕組みなり、あるいは、行動が実行されているということでもいいのではないかという気もします。

【米澤特金室長】　　政策評価・独立行政法人評価委員会からの通知の中にも「法人の規模、特性等に応じた内部統制のあり方の検討を……」というのがありますので、必ずしも、上場事業がやっているようなことをやらなければいけないというものでは決してないと思います。今、鈴木先生がおっしゃったように、当たり前のことだけれども、当たり前の取り組みはきちっとこういうところに書き込んで、だから「A」なのか、「B」なのかというようなことを検討する必要があると思います。

【亀井分科会長】　　ほかに何かお気づきの点はございませんか。どうぞ。

【奥林分科会長代理】　　評価をどうするかということについては、また別にして、よく親委員会や政策評価・独立行政法人評価委員会などから言われるのは、要するに、書きぶりいかんによって随分印象が違ってくる。ですから、メインとして一体何が言いたいのかということを行った上で、しかし、こういうことがありますという書き方にしないと、例えば、一番最初の費用、業務経費の削減というところでも、給与水準のところは前面に出してしまったために、逆に、この小項目全体が「B」という評価になってしまう。だから、逆に、業務経費の削減というところでは、いかにそれを実現しているかということを書いて、給与水準の場合でも、ラスパイレス指数はこうだけれども、しかし、より現実的にはこういう実態であるという説明。あるいは、さらには、例の職員のほかの組織へのあっせんというのがありますが、そこの書きぶりでも、1人は自主退職しましたということが先に出てしまっていますが、逆に、あれをほかのところにも1人はあっせんしましたと。もう1人についてはこういう努力をしました。しかし、結果としてこういうふうになりましたという書きぶりにすると、随分印象が違ってくるのではないかと思います。

【笹本理事】 実は、給与水準については、しつこくて恐縮ですけれども、先ほど参考資料としてお手元にお配りした政策評価・独立行政法人評価委員会の「評価の視点」というペーパーがありますが、その23ページで人件費管理については、書きぶりが、まず(1)に給与水準があります。(2)に総人件費があります。1と2はどんなイメージであるかと、実は内部で議論したのですが、こういう書きぶりは、やはり(1)のほうが上だということだよねと。それはナカポツ委員会に聞かなければ分からないのですが、この書面だけを見させていただいて、この書面に真摯に対応しなさいというお達しでございますので、これをベースにして自己評価をさせていただいたということに尽きます。

【奥林分科会長代理】 よろしいですか。まさに、ここにも書いてあると思いますが、我々の役目というのは、国民の目線できちんと、国民にかわって評価しなさいというのが我々の役目だと思っているんです。ですから、国民の目線で物を考えなければいけないと思うんです。ここに書いてあるのは、まさに、(1)の●の中に「法人の説明が、国民に対して納得の得られるものになっているか」ということです。それから、「法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか」ということがファクターになっていると思うんです。ですから、先ほども言いましたが、ラスパイレスというのは1つの指標であって、もしこれがいけないというのであれば、もう国の制度を変えなければいけなくなってしまうのです。うちだけではどうしようもないと。

というのは、先ほども仲地先生がおっしゃったように、国の人事院勧告どおりに対応しているわけです。今、理事がおっしゃるように、交流で本省のほうから来ているわけですから、じゃあ、こっちに来たら安くなってしまうのですかと、これも問題です。もうどうしようもない制度なんですよ。ですから、それが、いや、人事院勧告はこうなのだけれども、それとは違うものでやりましたよというのであれば、そこは精査しなければいけないのかなということです。

独立行政法人だから、給与水準については、法人独自でやってもいいですよと建前では言いながら、本音は違うわけです。それに「右ならえ」じゃないと、問題が起こってしまう。高くすれば、ちょっと国民より高いのではないか。安くすれば、働いている方に対して、生活があるわけですから、それも難しい。だから、結局、人事院勧告に従ってやっているということだと推測するんですが、それについて、もうどうしようもないものなんですよ。だから、そこがきちんと説明されていれば、これはこれでクリアだと。

というのは、例えば、地方に行くと、いろいろな手当とか何かで低くなるはずなんです。

そこはすばらしいんですか、汗をかいて努力をしたんですかという、そうではないわけです。それで差があるというのは、これは国民はそういうことがわからないから、ああ、すばらしいね、悪いねと言われたときに、その評価が本当に国民のためになっているか、なっていないかという観点から物を見なければいけないと。それについての説明とかチェックは、その一部は我々、分科会が担っているというふうに私は思っています。それがきちんと検証されれば、あとは、委員の先生方の意見の中で、着々と、自己評価は自己評価でいいのですが、決めていかなければいけない問題なのではないかと私は思います。

【玉井専門委員】 時間がないと思いますので、一言だけ。この総人件費というのは、仕事量との関係は見えてこなかったわけですね。一般論、印象論で行くと、大体、締め切りが終わって、仕事はだんだんなくなっていくのではないかと。にもかかわらずという感じで、総人件費は国民の目線から見て何が問題かという、仕事がないのにたくさん人がいるというのはおかしいという話です。ですから、この法人が、どのような仕事をこの後、来年度する必要があるのか、そこをきちんと書いておかないとまずいのではないかと。そこがちょっとわかりにくかったのかなという気はいたしました。おそらく、仕事はまだいろいろやらなければいけないことがある。だから、この人員が必要なのだ。その中では減らしているのだというような書き方に少し工夫される必要がある。そうでなければ、もう大体処理事業は終わりつつあるにもかかわらず、何で現行の、従来の忙しかった体制でいいのかという話に多分なっていくと思います。

【笹本理事】 それは多分、今年度、21年度の話ですね。

【玉井専門委員】 そうです。

【米澤特金室長】 今回やりますのは20年度評価ですので、それらについては、21年度の評価の中に書き込むことになろうかと思います。

【玉井専門委員】 そうですね。

【米澤特金室長】 廃止というのが頭にあるので、もう縮小なのではないのかという、いやいや、そうではないということは、やはりちゃんと書いておかなければいけないと思います。そういう中で、努力して人件費を削っているのですよと。

【笹本理事】 特に給料のところは、非常に悩ましいところで、要するに、ラスと総人件費の2つが判断材料なんです。どっちを減らせるか、可能性から言うと、総人件費のほうがだけなんです。ラスのほうは、先ほど来御説明しておりますが、人をこっちで選ばない部分があって、選ばないという意味ではなくて、やはり適職の方に来ていただくというこ

とですけど。そういう意味だと、安くて、いい人間というのが一番いいですが、なかなかそんなわけには、現実にはいかないのです。とするならば、結局、総人件費を減らす以外にあり得ない。両方悪かったら、それこそ「D」とか何かになります。でも、1つだったら「B」ぐらいだ、素朴に、定性的に考えているというのが基本的な考え方です。

【亀井分科会長】 ほかにいかがでしょうか。多項目にわたる御指摘、御意見が出てまいりました。どうぞ。

【鈴木専門委員】 これ、我々の責任で評価しなければいけないのだと思うんです。これをたたき台に、具体的に、もう1回あると聞いておりますが、そのときにどういう形になるのでしょうか。

【亀井分科会長】 私と奥林先生とで原案をつくりまして、この分科会の前に各委員の先生に事前に御説明をさせていただき、御意見を踏まえて一部修正するというか、そういうこともあると思いますが、そういうスタイルをとらせていただくことになると思います。

【鈴木専門委員】 はい、ありがとうございます。

【亀井分科会長】 よろしいでしょうか。今、期せずして、これからの手順について鈴木委員から御指摘がありました。先ほど申しましたように、多項目にわたる御指摘、御意見をお伺いいたしましたので、これを踏まえて、私、奥林先生と相談しながら、評価調書の原案を作成させていただくことになると思います。その後、各委員の先生方に御相談させていただいて、次回の分科会へお諮りをする案をつくっていくという手順になると思います。また一つよろしくお願ひしたいと思います。

今、申し上げましたことを含めまして、何か内容的なことで御質問等はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議題でございます。4番目です。平和基金では、この4月と6月に役員報酬等の支給基準を改定しましたので、これについて事務局から御説明がございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【諏訪課長補佐】 それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。大きく2つ、改正がございました。この2つとも人事院勧告に基づく改正であります。1つは、特別調整手当の変更ということで、経緯は、今回少し議論でも出ましたが、国家公務員の給与について、いろいろ地域の様子を反映させるということで、そういう構造改革を続けております。その過程で、今回、調整手当の東京都特別区の部分について、昨年の16%から、21年から17%に上げるという改定の勧告がありまして、それを踏まえて法律が改正さ

れて施行されておりますので、それを踏まえて改正したものでございます。

次に、期末特別手当の廃止、期末手当及び勤勉手当の支給ということについてですが、これは公務員制度改革の流れの中で、幹部職員、いわゆる、国の指定職の職員のボーナス等について勤務実績を反映させるようにしようということで、今回、政府のほうから人事院に勧告の要請を行いまして、人事院が特別に、普通は8月にしか勧告は出さないのですが、今回、5月に勧告を出しまして、それを踏まえて5月末に法律を改正し、6月1日付けで法律が施行されたものでございます。今まで幹部職員、指定職の職員に適用されておりました期末特別手当を廃止し、新たに期末手当と勤勉手当を支給することになりました。実は、この勤勉手当については、成績率といいますか、働きに加減して変えていくことになります。これによって幹部職員にも、働きに応じたボーナスといいますか、特別給が支給されることになっております。これを踏まえた改正であります。

以上でございます。

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、何か御質問はございますか。

【鈴木専門委員】 この第9条で「独立行政法評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる」とあるじゃないですか、これって機能しているんですか、これは、もう、こういうものを書きなさいと言われてるから書いているだけですか。

【米澤特金室長】 それは、制度的には、もちろんここに書いてあるとおりでございます。

【鈴木専門委員】 というのは、これは、評価委員は、分科会委員がいいのか、親委員がいいのかちょっとわからないのですが、一応、検討をするというふうに解釈をするんですか。

【米澤特金室長】 そこを勘案することになると思います。今までの実態を申し上げれば、ほとんど、「C」評価とか「D」評価というのは、幸いにさせていただいておりません。それは、もちろん平和基金の努力にもよっていくと思います。そういうことで、業績評価の結果を勘案して、そのために極端に落ちることはありませんし、逆に、極端にボーナスが非常によくなるといった実態もございませんでしたが、粛々と努力をして評価をいただいて、それが報酬に反映されているということだと思います。

【亀井分科会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、5番目のその他でございますが、最後に、次回の日程等についての御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【米澤特金室長】 次回の分科会でございますが、8月3日の14時から開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。場所については、また改めて御連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それから、お時間がかかなり超過しておりますので、御紹介だけさせていただきたいと思っております。一番最後にお配りした「報道資料」とクリップとめをした資料がございます。これをちょっと御覧いただきたいと思っております。これは何かといいますと、平和基金が解散した後、今持っている新宿の資料館とか、そのほか倉庫にも3万点という資料があるわけですが、それをどうやって記録・保存していくかというあり方の検討会をずっと開いておりました。

実は、これは亀井先生に座長を引き受けていただきまして、民間の有識者の方とか関係者の方々、こういった方々から御意見を承って、大体1年ぐらいかけて、今後どうやっていこうかということを検討してきたものであります。

内容的には、1枚目の報告書の内容というところですが、結論としては、主にこの4点が骨子でございます。1点が、今、平和基金が持っている実物資料というのは非常に貴重なものばかりですので、そういうものを、現物を、常時見せていく場が必要だということが一番基本でございます。これは、まさに、先の大戦での、こういう関係者の皆さんの労苦を風化させないという意味では、平和基金が廃止になった後でも同様だということでございます。そのために国として、平和基金が保有している貴重な資料を受け継ぎ、資料展示施設などを運営していくことが必要であると。ただ、国がそういう資料館を運営するノウハウや手足を持っているわけではありませんので、そこは既に資料館や博物館をいろいろ運営するノウハウを持った民間の事業者の実務としては委ねていく。それによって効果的・効率的な運営ができる体制としていくべきであるということでございます。あわせて、今もやられておりますけれども、地方展示とか、これはやっとならば端緒についたばかりですが、資料館の中身をインターネットなどでご紹介するような取り組み、こういったことも計画的にやっていくべきであるという御提言をいただきました。

この御提言を踏まえまして、平和基金の廃止はもう来年度でございますので、来年度の後半からは国として運営していかなければいけないということですので、平成22年度の概算要求として、この報告書を踏まえた要求を行い、国として引き継いでやっていきたい

ということでございます。

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございます。慰霊碑の建設等、これの御説明よろしいですか。

【米澤特金室長】 そうですね。先ほどもちょっと評価の中で出ておりましたけれども、資料は今、手元にございませませんが、平和基金の廃止に伴いまして、シベリア抑留のために亡くなった方、引揚げのために亡くなった方、そういう方々を追悼する慰霊碑をつくろうというのが、平和基金を廃止するに当たっての措置の1つでございます。

実は、場所が難しゅうございまして、どこにつくるのだということ、私ども総務省のほうで関係各省とも調整しながら検討しておりましたが、千鳥ヶ淵の戦没者墓苑、皆様、いらっしゃったことがあるかどうかわかりませんが、千鳥ヶ淵のサクラを観るところがあります。門から入って割とすぐのところ、樹林帯になっているところが、少し、土地が使えそうなところがありますので、そこを今、建設用地として検討しております。ここは環境省が所管しておりますので、環境省ともいろいろ御相談を申し上げながら、大体この辺だったらいいのではないかとということで、正式に検討に着手いたしました。そういうことで、この4月に「こういうことで正式に検討に着手します」ということで報道発表をいたしました。これは平和基金のほうで検討会を発足いたしまして、正式に検討に着手できたということでございます。

そういうことで、先ほど、「B」評価になるのか、「C」評価になるのかといろいろありましたが、私どもの調整が大分手間取ったということがございまして、なかなか平和基金のほうでも正式な検討にはなかなか着手できなかったということがありますが、そうはいっても、もちろん、こういう検討に着手するための下準備はずっとしてきていただいておりますので、そういうことも含めて、先ほどの評価のほうもやっていくのかなと思っております。

資料がなくて申しわけありませんでしたが、御紹介をさせていただきました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明で何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。はい。

それでは、大変長時間にわたりまして恐縮でございました。以上をもちまして、第19回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会させていただきます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。